

那覇市議会議長 様

議会運営委員会

委員長 桑 江 豊

議会運営委員会視察報告書

平成 30 年 6 月 26 日から平成 30 年 6 月 29 日まで、委員会視察を実施いたしました。結果については、別紙のとおりでしたので報告します。

記

1. 視 察 期 間 平成 30 年 6 月 26 日（火）～29 日（金）
2. 視 察 場 所 石川県 加賀市議会、長野県 飯綱町議会、神奈川県 横須賀市議会、埼玉県 飯能市議会
3. 視 察 項 目 **加賀市議会**

- 議会改革への取り組みについて  
議会基本条例の検証と評価、P P D C A サイクル、  
大学との連携協定締結、議会図書室について

**飯綱町議会**

- 議会改革への取り組みについて  
政策サポーター制度、議会広報モニター制度、  
議会白書の作成、議会の自己評価

**横須賀市議会**

- 政治倫理条例について  
条例制定の経緯、市民からの調査請求による審査会の設置の有無、  
条例制定時や改正の時に議員からでた意見の有無
- 横須賀市議会災害時 B C P（業務継続計画）について  
B C P の概要、B C P 制定までの取り組み

**飯能市議会**

- 議会改革への取り組みについて  
議会基本条例の見直しについて、会期日程の変更について
- I C T を活用した議会運営について  
これまでの取り組みや検証、今後の取り組みなど

4. 視察参加者 委 員 長 桑江 豊、副委員長 宮平 のり子  
委 員 前泊美紀、當間安則、古堅茂治、湧川朝涉、清水磨男、平良識子  
糸数昌洋、坂井浩二、奥間 亮、栗國 彰  
副 議 長 金城眞徳  
随行職員 當間順子、山田裕之

## 議会運営委員会視察報告書

石川県 加賀市議会 平成 30 年 6 月 26 日（火）14 時 ～ 16 時

## ○議会改革への取り組みについて

・議会基本条例の検証と評価、・PPDCA サイクル、・大学との連携協定締結、・議会図書室について

## 1 視察内容（背景、問題点、課題、比較等）

## ●議会基本条例の検証と評価

平成 23 年 4 月 1 日に施行した議会基本条例の修正・削除・追加の検証を行う。

## ●PPDCA サイクル

通常のサイクルに手順・経過（process）を追加、導入する。

## ●大学との連携協定締結

平成 27 年 3 月 25 日、金沢大学法科大学院と連携協定締結を行う。

## ●議会図書室について

市立図書館内の市政図書室に議会図書室を併設する。

## 2 考 察

(1) 開かれた議会、市民が参加する議会。

- ① 段階的な会議公開の向上
- ② 議会だより改善のためのモニター員制度の導入
- ③ 議会報告会の充実
- ④ 市民が参加する議会の取り入れ（小学生の議会の傍聴）
- ⑤ 子ども議会・高校生議会・女性議会などの実施
- ⑥ 監視・審議・政策提案する議会として、新たな条例制定への取り組み

(2) PPDCA サイクルは、議会と委員会の一部が対象行為とする。

(3) 大学院生とのインターシップで学生案の提案議論や議員との意見交換の実施。

(4) 議会図書室の存在により、情報収集、調査依頼等が容易になり、政務活動の向上につながる。

## 3 委員からの意見

(1) 議会の基本条例は、議会と市長が市民の意思を市政に的確に反映させるために、最良の決定を導く共通の使命の基、条例の検証と評価を適宜、議論を交わし行うべきである。

(2) 大学との連携については、昨年行った沖縄大学での講義回数を増やし、意見交換会や学生模擬議会等、充実した参加する議会へと取り組む。

(3) 本市でも議会図書室の必要性、可否を確認し、前向きな検討、取り組みが必要である。

(4) 市民に親しまれる議会だよりにするため、市民の声を聞き政策提案にも役立てる議会モニター制度は、那覇市議会でも導入したい。

(5) 議会アンケート調査の定期的な実施は、議会改革の方向性と進捗の確認に有効である。那覇市議会でも活用したい。

(6) 議会基本条例の検証方法は、参考になった。

(7) 調査の充実のため、議会図書室と市立図書館との連携の那覇市議会でのあり方を、検討したい。

平成 30 年6月 26 日 (火)  
石川県 加賀市議会



## 議会運営委員会視察報告書

長野県 飯綱町議会 平成 30 年 6 月 27 日（水）13 時半 ～ 15 時半

## ○議会改革への取り組みについて

・政策サポーター制度、・議会モニター制度、・議会白書の作成、議会の自己評価

## 1 視察内容（背景、問題点、課題、比較等）

## ●政策サポーター制度

議会活動への町民参加で、政策づくりを町民と行動ですすめるため設置。議員が選出されていない地域を中心に声をかけるなどして公募。これまで延べ 43 名が参加。6 テーマで町長に政策提言を行った。

## ●「議会だより」モニター制度

「飯綱町議会だより」について①内容・編集②議会に対する要望③町に対する要望を問う。議員のいない集落から人選し、女性、若者を重視。多様な民意を反映するとともに、紙面の改善と議会改革の実行に生かしている。

## ●議会白書の作成

議員報酬の増額を町民に説明、意見交換を経て決定。その決定が妥当かの検証を、議会および住民が行えるようにするため、議会が情報発信する議会白書を発行している。平成 27 年度版は 127 ページ。平成 28 年度版からは、議員個々の自己評価を記載する。

## ●議会の自己評価

議会基本条例に示されている「目指す議会像」(第 2 条)を実現するための「議会の活動原則」(第 3 条)、「議員の活動原則」(第 4 条)を指標とし、自己評価している。

## 2 考 察

○政策サポーター制度、「議会だより」モニター制度ともに、議員を出していない集落や女性、若者など多様な住民意見を積極的に取り入れる意欲的な取り組みである。

○政策サポーター制度は、町民と議員がともに議論を重ねることで、よりよい政策提言をまとめることができる。

また、政策としてまとめ町長に提言するための議会力・議員力の向上が求められることから、積極的に学びの機会を設けている。（議員研修への参加、町民との学びのためのシンポジウムの開催など）

さらに、政策サポーター制度は、議員のなり手不足解消の一助にもなっている。

○「議会だより」モニター制度は、より気軽に多人数が議会への住民参加が図られることから、多様な住民意見の反映により有効な方法である。

那覇市議会でも、より市民に親しまれる「議会だより」に向けた協議がなされていること等からか、議員からの質問も多かった。前日の加賀市議会と合わせ、那覇市議会での取り組みの参考になるのではないかと。

○自己評価という主観的な評価基準をどう捉えるかは難しいところではあるが、議会白書の作成により議会、議員活動を「見える化」することで、議会改革の進捗を確認し、一定程度評価することに役立っている。

また、住民アンケートを実施することで、議会改革方向性を確認できることから、両者の併用は、議会改革の進捗管理や成果の評価に一定程度有効ではないかと。

## 3 委員からの意見

(1) 政策サポーター制度、議会モニター制度など、住民参加で多様な住民の声を議会からの政策提案に結びつける制度は、那覇市議会でも本市にあう形で導入したい。

(2) 基本条例を生かした議会白書などの取り組みは、議会議員活動の見える化と評価に役立つ。基本条例を生かす取り組みは、那覇市議会でも倣いたい。

平成 30 年 6 月 27 日 (水)  
長野県 飯綱町議会



## 議会運営委員会視察報告書

神奈川県 横須賀市議会 平成 30 年 6 月 28 日（木）14 時 ～ 16 時

## ○政治倫理条例について

- ・ 条例制定の経緯、・ 市民からの調査請求による審査会設置の有無、・ 条例制定時や改正の時に議員から出た意見の有無

## ○横須賀市議会災害時 B C P（業務継続計画）について

- ・ B C P の概要、・ B C P 制定までの取り組み

## 1 視察内容（背景、問題点、課題、比較等）

## ●政治倫理条例について

## (1) 条例制定の経緯及び条例の内容と運用状況、制定時や改訂時の状況など

## 【制定の経緯と背景】

平成 11 年に国会議員の本人名義以外の名義を使用した株取引を禁止する法律の施行や政治倫理意識の高まりを背景に、翌平成 12 年 3 月に議長の諮問機関を設置して「政治倫理条例」の検討を行った。同 11 月に議長へ条例案を答申、同月開催の議会で条例議案を可決し、翌平成 13 年 1 月 1 日より施行。

## 【条例の主要項目】 ※条例の詳細は別添資料

①議員が遵守すべき倫理基準を 5 項目定めた(第 3 条) ②市民が調査請求できることとした(第 4 条) ③調査請求に至った行為が条例の規制対象の範囲であるか否かを審査会設置の前に議会運営委員会に審査することを定めた(第 5 条→H27 年に追加改正)。改正前は調査請求があれば、内容によらず審査会を設置していた ④政治倫理審査会の設置(第 6 条) ⑤政治倫理基準違反の審査(第 7 条)など。

## 【調査請求事例】

条例制定以降、市民からの調査請求事案は 4 件(内 1 件は条例改正後)。主な理由は政務活動費の使途に関するもので、条例第 3 条に規定する「常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品を授受しないこと」の政治倫理基準に違反するというもの。3 件は審査会を設置し審査を行い「条例違反の行為は存在しない」との審査結果、残りの 1 件は条例改正後の議会運営委員会にて調査請求適否の審査を行い「請求には適さず」との結果となった。

## (2) 主な質疑応答の概要

①制定時の議会の採決状況について → 賛成多数で議決した。

②政治倫理基準の策定経緯について → 平成 9 年当時の中核市 34 市の中で制定済みの熊本市など 7 市を参考に策定、当初案では 9 項目あった表現を工夫し、5 項目に集約した。

③議員の受け止め方や実際運用上の問題点 → 請求人と議員間のわだかまりが原因のほとんどで、本来の政治倫理の問題より政務活動費を対象とした案件が多い。政務活動費の案件は別途条例で判断すべきで、請求の内容自体が政治倫理違反かどうかの判断となる。

④審査会の設置や人選の方法は → 団長会議で各派から 1 名選出し議員のみで構成。議員自ら倫理を確立するという趣旨なので外部を交えず議員のみで行っている。

⑤今後の政治倫理の考え方は → 今の時代の政治倫理に合った審査や条例の改正はあるかもしれない。政治倫理に素人の議員だけで審査するのは厳しくなるかもしれない。

⑥調査請求の要件 → 市民一人でも請求できることになっている。

## 2 考察及び委員からの意見

○政治倫理条例の制定にはそれなりの背景や経緯がある。那覇市議会に制定する場合に、条例制定の動機（背景）や経緯、意義などをしっかりと議論し議員全体で共有する必要があると考える。

○議会を取り巻く状況も変化しており、最近制定した議会の動向等を広く調査する必要性を感じる。例えば、先に視察した加賀市議会の場合は、「兼業禁止規定」や「補助金交付団体のトップ就任は不可」の規定があり、消防団長や自治会長等も対象となっている。もっと、広く情報を収集し議論の必要があると考える。

○平成 13 年の施行より 17 年の間、市民からの調査請求は 4 件。ほとんどが政務活動費の使途に絡めた案件であることから「金品を授受」の金品の取り扱いの内容を明確にする必要があるかどうか(政務活動費を絡ませないなど)

○横須賀市議会は一人でも調査請求できるようになっているが、加賀市議会のように一定の署名要件を必要とするかどうかは検討すべきと考える。

## 1 視察内容（背景、問題点、課題、比較等）

### ●横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）について

#### （１）策定の経緯及び方法、BCP の概要について

##### 【制定の経緯と方法】

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を受け、5 月 2 日の議会運営委員会に議長提案があり、同月 18 日に「災害時における議会のあり方検討会」を設置。関連する議会基本条例や委員会規則を改正し、昨年（平成 29 年）4 月に、災害時 BCP と災害対策会議運営要項を策定。策定にあたって包括的パートナーシップ協定を結んでいる関東学院大学法学部の協力をいただいた。先進事例としては大津市議会に学んだ。

##### 【計画の主な内容】

- ①議会 BCP が対象とする災害時の定義は、市災害対策本部 3 号配備にかかる災害が対象。震度 6 弱以上の地震災害や大雨・事故災害等の市内全域大規模災害または甚大な局地災害発生(or おそれ)及び、大規模な原子力災害発生(or おそれ)としている。
- ②議会の役割は、市民の安全確保と災害復旧に向け、市災害対策本部が災害対策に専念できるように必要な協力支援を行うとして、議会災害対策会議にて議員間及び市対策本部間の情報の整理や共有を図ることとしている。
- ③議会の役割を明確にしたうえで、議会災害対策会議の組織と役割、議員の役割、議会事務局の役割を位置付けている。
- ④災害時における議会及び議員の行動を災害発生時(発生から 3 日)、応急活動期(4～10 日程度)、復旧活動期(11 日目以降)の段階ごとに規定している。
- ⑤災害発生時における連絡体制はメールが基本だが、制限がある場合には固定電話や FAX を使用。議員は被災状況等の情報を議会の災害対策会議に報告し、災害対策会議から情報の提供を受ける。
- ⑥災害時における BCP に基づく対応(フロー図)の説明(別紙資料)
- ⑦BCP に基づく議会防災訓練を実施している。防災ヘルメットを議場の各議席下に常設している。

#### （２）主な質疑応答の概要

- ①会議中に災害が起きた場合の収容人数について → 傍聴席が 105 席あり満席でも収容できる。外からの避難者は議会のある 10 階まで来れないので、庁舎 1 階が一時避難所となる。
- ②海に近いが津波等への対応は → 過去の事例やデータで津波が起こりにくい地形となっている。
- ③備蓄への対応は → 庁内に 3 日分の備蓄を保管、議会でも備蓄をしている。
- ④傍聴者のための防護頭巾等の備えは → 傍聴席にもヘルメットを 30～40 人分備え付けている。
- ⑤主な通信手段は → タブレットは持ち帰りできない規定になっているので、主に携帯電話となる。
- ⑥当局との合同訓練の実施はどうか → まだ行っていないが希望は出している。
- ⑦米軍との災害時の協定はあるか → 行政側が防災協定を結んでいる。
- ⑧復興時の議会の役割、中長期の取り組みは → 落ち着いた時点での議会の対応は重要。今後検討していく。
- ⑨市の災害対策本部における議会の位置づけは → 特に位置づけはない。市災害対策本部員として議会事務局長が参加する。
- ⑩議会災害対策会議の場所は → 9 階の会議室となる。会期外の場合も集合する場所となる。
- ⑪議会中における発生時 3 日間の対応 → 3 日間しのげる想定で準備している。
- ⑫災害時に妨げとなるのが、国と議員とマスコミとの指摘がある。議会は、議員の安否確認だけでいいのでは → 個々の議員が避難所や被災場所等から、市の対策本部に情報提供や要求を直接行うので混乱の一因となっている。そのようなことが起きないためにも、議員の情報や要望を一元的に議会で集約する必要があるので策定した。

## 2 考察及び委員からの意見

- 東日本大震災以降、災害時における議員の動きが災害復旧の妨げになっているとの反省から、東北を中心に多くの議会では災害時の議会対応マニュアルや BCP が策定されてきた。那覇市議会でも総務委員会での多賀城市視察を踏まえ議論されてきた経緯があり、策定は喫緊の課題と考える。
- 今回視察した横須賀市議会 BCP は、直近の策定事例として基本的事項がほぼ網羅されていることから、これをベースに策定してもよいのではないかと考える。最初からパーフェクトは無理なので、まずは急ぎ策定して、運用しながら改良を図ってはどうかと考える。
- 議会 BCP は那覇市議会でも早急に作成すべき。

平成 30 年 6 月 28 日 (木)  
神奈川県 横須賀市議会



埼玉県 飯能市議会 平成 30 年 6 月 29 日（金）10 時半 ～ 12 時

○議会改革への取り組みについて

- ・議会基本条例の見直しについて、・会期日程の変更について

○ICTを活用した議会運営について

- ・これまでの取り組みや検証、・今後の取り組みになど

## 1 視察内容（背景、問題点、課題、比較等）

●議会改革への取り組みについて

●ICTを活用した議会運営について

①これまでの取り組みや検証

環境マネジメントシステム（ISO14001 適合）環境に配慮した活動の推進

ペーパーレス会議に取り組む

タブレット導入による平成 22 年度比印刷 125 万枚削減目標

全員協議会ペーパーレス化

議会内情報伝達メール

政務調査活動インターネット

各種資料の閲覧

災害対策本部

議員対応に手間がかかった。迅速な対応が課題

②今後の取り組みなど、課題

前泊議員⇒ペーパーレスにも限界がある

年配議員扱いこなせるか。IT の知識にバラつきがある。

タブレットの細かい機能の活用

IT 会議

タブレットそのものは持ち帰って使える

## 2 考 察

コスト削減への意識改革

使用する議員の操作技能、習練

## 3 委員からの意見

実績と費用対効果を検証する必要があると感じる

- タブレットのより有効な活用方法を研究する IT 研究会の取り組みは、那覇市議会でも参考にしたい。

- 市長、執行部幹部側へのタブレット導入は、議会として正式に要請すべき旨の助言は、たいへん参考になった。協議の上早めに取り組みたい。

- 議案に対する質疑や委員会審査を先にする飯能市議会の会期日程は、効率的により審議を深めるスケジュールとして、たいへん参考になった。

平成 30 年 6 月 29 日 (金)  
埼玉県 飯能市議会

